

## 第842回

### 宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年10月5日（火曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（13名）

2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之	5番 岩本 誠司
6番（欠番）	7番 澤田 誠規	8番 西山 成彦
9番 小島 久司	10番 寺田 巧	11番 羽賀 大透

---

1番 松本 功	2番 保田 稔	4番 井垣 水里
5番 佐藤 千春	6番 山本 大	

4. 欠席者（4名）

1番 稲田 義敬	4番 山本 欣史	3番 川島 照久
7番 浦田 久永		

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局主査	中田 真由
産業振興課農業振興係長	舛谷 心悟		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第3号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）
議案第4号	宿毛市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）
議案第5号	土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について

○議長 先月は新型コロナウイルスの関係で、緊急事態宣言が出ておりましたけれども、規模縮小して推進委員の皆さまには欠席していただいておりますが、今日は全員出席と思いましたが、なかなか欠席者が多いようです。まあ、秋の稲刈りも終盤で忙しいと思いますので、仕方ないかなとは思いますが。今日出席してくださっている方々もこの後仕事があるようですので、早速ですが会に入らせてもらいますので、よろしくお願いいたします。

これより、第842回宿毛市農業委員会の会議を開会します。

「議事録署名委員」の指名を行います。2番 山口 一晴委員、3番 濱田 頼之委員にお願いします。

(なお、1番 稲田 義敬委員、4番 山本 欣史委員、3番 川島 照久委員、7番 浦田 久永委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議長 長 これより議事に入ります。

○議長 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 3条の議題の説明に入る前に、2点事務局からお知らせです

1点目は、今朝の高知新聞にも掲載されておまして、見た方もいらっしゃると思いますが、先ほど話もしておりましたが、昨日午後新嘗祭へ献上する稲の収穫が岩本会長の献穀田で無事とり行われました。こちらにつきましては、去る6月10日に田植式を行い、7月の大雨や8月の長雨といった厳しい環境の中にもありましたが、無事順調に生育し、収穫することができました。岩本会長をはじめ、昨日参加された委員の皆さま、暑い中大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

続きまして、本日皆様の前に清涼飲料水をお配りしております、こちらにつきましては、去る8月25日、大塚食品株式会社から宿毛市へフードロス削減の取り組みとして、本数にして2万7千本寄贈されたものの一部です。こちらにつきましては、寄贈していただきましたマッチ・ミネラルライチ 500mlにつきましては、市内の小中学校、高校の他、ワクチンの接種会場などでも水分補給用として活用しております。お荷物になるかもしれませんが、本日どうぞお持ち帰り下さい。事務局からは以上です。

引き続き事案に入りますので、よろしくお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査」についてご説明いたします。  
受付番号12番。場所は2ページに位置図をつけております。  
大字和田。宿毛大橋と新宿毛大橋のたもとにある農地のうちの2筆です。  
譲受人のお孫さんが新規就農するにあたり、近隣の農地を探していたところ、当該の土地を公売にて取得したものです。取得後は稲を作るとの計画がなされております。  
この件につきましては、令和3年7月2日開催の第839回定例会にて、買受適格証明についての審議をいたしました。その続きとなります。買受適格証明書を発行後、譲受人が公売に参加し、土地を落札し、代金を納付した後、令和3年8月31日に売却決定通知書が発行されました。それをもって、所有権移転のため、第3条申請が提出されました。  
7月の定例会では、農地を買受ける資格があるかという点での審議でしたが、今回農地取得後、正式に第3条申請がなされ、委員の皆さまにはこの所有権移転について許可するかどうかという審議をしていただくこととなります。  
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。  
また、7月の定例会にて買受適格証明の議決を行う際には、その後の公売に係る事務処理の迅速化を図るため、その買受適格証明書の交付を受けた者が落札でき、その後、許可申請が提出された場合には、会長が、この買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると判断した場合を除いて、許可をして差し支えないという議決をしておりますが、買受適格証明書の交付時と特段異なる事情はないことを申し添えます。

以上1件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号12番について、和田地区担当の松本委員から説明をお願いいたします。

○松本委員 **【議案書をもとに12番朗読】**  
前回の買受適格証明で現地を調査して、今回稲田委員が買受人に間違いないかという電話をかけております。よろしく願いいたします。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○小島委員　　すいません、反対とかそういう意見じゃないんですけど。落札価格いうて発表できるろうか。

○事務局員　　2筆合わせて1,380,000円です。

○小島委員　　ないね。こりゃ。分かりました。なんにもありません。

○議　　長　　他に意見はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議　　長　　これより採決をいたします。  
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議　　長　　異議なしとすることですので、「議案第1号」の1件は、許可することに決しました。

○議　　長　　続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議　　長　　事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長　　議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。  
議案書は3ページになります。申請件数は2件です。  
受付番号45番について、ご説明いたします。再設定になります。  
利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。  
高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。まず、議案第2号として所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど4ページにあります議案第3号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

場所は、いずれも大字芳奈。けんみん病院北側にある大道（ダイドウ）トンネルの西側に1筆、そこからさらに駄場川沿いに北上し、道の突き当

りを西側に進んだ所に広がる農地のうちの2筆です。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

なお、賃借の期間ですが、令和3年10月11日～令和8年10月10日までの5年間となっております。期間の始期について、通常でしたら公告日の10月8日からとなるところですが、高知県農業公社から要望があり、前回の期間の終期が令和3年10月10日であるため、継続して再設定するため令和3年10月11日からとなっております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号46番についてご説明いたします。新規設定です。

場所は大字戸内・徳師地区です。土佐くろしお鉄道宿毛線とヤイト川との間に広がる農地のうちの3筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

貸付人は義父より農地を相続しておりましたが、建設会社を営し、多忙のため耕作することが難しく、今回借受人に耕作をお願いすることとなりました。

借受人は四万十市在住ですが、宿毛市内の水産会社（和秀産業）に勤務中であり、昼頃勤務が終わるため、その後農業をするとのこと。また、農業用機械についても、黒潮町内の親戚が所有している機械を借りて作業を行うとのこと。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

以上、今回2件の申請となっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号45番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いします。

○澤田委員 【議案書をもとに番号45番朗読】

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 続きます、受付番号46番については自分の方から説明します。

○岩本委員 【議案書をもとに番号46番朗読】

先日双方に電話しまして、貸付人は先輩に当たりますので、間違いないのでよろしく申し上げますとのことです。借受人にも電話をしまして、先程事務局からもありました通り、職場が宿毛であり、平田にも親戚がおるみたいで、必ず水稻の方ちゃんと作りますのでよろしく申し上げますとのことです。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」2件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 舛谷係長 入室)

○議 長 続きます、議案第3号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○議 長 なお、議題第3号について農業委員会等に関する法律第31条の規定に

より議事参与の制限のため、澤田委員の退席を求めます。

(澤田農業委員 退席)

産業振興課 舛谷係長より議案の説明をお願いいたします。

○産業振興課 舛谷係長

産業振興課 舛谷です。よろしくお願いいたします。

それでは4ページをご覧ください。議案第3号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」をお願いします。

第2号の集積計画にてご承認いただきました、山奈町芳奈の3筆につきまして、この借受選定理由書にて最も優先順位が高い、農事組合法人芳奈村を借受者として選定するものとなっております。なお、こちらの3筆についてはすでに利用権を設定していた農地でございます。賃借権の期間が終了したため、更新をするものとしています。

審議をよろしくお願いいたします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 それではこれより採決をいたします。

議案第3号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第3号」1件は、市に答申することに決しました。舛谷係長ありがとうございました。

○議 長 澤田委員の入室を許可します。

(澤田農業委員 入室)

○議長 続きます、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

担当課 産業振興課 舛谷係長より議案の説明をお願いいたします。

○産業振興課 舛谷係長

続きます、議案第4号の「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」説明いたします。

【議案書をもとに整理番号2番朗読】

こちらの農地につきましては、インターチェンジから300m以内に位置しております。こういったことから第3種農地となっておりますので、原則許可となっております。また、地盤が緩く雨が降ると、進入路が浸水する等の理由により、農業に不向きであることから除外について支障がないと思われま

す。審議をよろしくをお願いいたします。

○議長 除外の整理番号2番の説明については、自分の方からさせていただきます。

○岩本委員 【議案書をもとに整理番号2番朗読】

先日除外申出者と確認しました。

申請のとおりですので、よろしくをお願いいたしますとのことです。

○議長 担当課と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○小島委員 すみません、この農道みたいに抜けちょうがの、田んぼ挟んじょうじゃないですか、今のこの地図でいったら。この間の田んぼも荒れちよらあね今。これは別の人が持ちちょうろかね。どうせやるがやったら、ここも計画に入れちよったらええ思うけど。

○議長 ちょっと今即答できん？

○産業振興課 舛谷係長

事業計画書の内容読むと、除外申出者側から、ソーラーにアプローチをかけたみたいで、おそらく地権者は違うと思います。

○事務局長 すみません、回答できなくて。地番が連番になっていまして。また、確



認して次回以降回答できたらと思います。

○議 長 これより採決をいたします。

議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について」担当課の舛谷係長より説明と、委員から1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第4号」1件は、市に答申することに決しました。舛谷係長ありがとうございました。

(産業振興課 舛谷係長 退室)

○議 長 続きまして、議案第5号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第5号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」ご説明いたします。

本件につきましては、令和3年8月30日付けで、宿毛市長から、坂本地区の換地計画について土地改良法第52条第8項の規定に基づき農業委員会会長あてに同意の依頼がありました。これは、土地改良事業の換地計画を定める場合、土地改良法第52条第1項で、土地改良区は、その行う土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の許可を受けなければならないとあり、同条第8項で、第1項の許可を申請するには、その申請書に関係農業委員会の同意書を添付しなければならないとあり、今回、宿毛市が高知県知事へ坂本換地区の換地計画書の認可を申請するに当たり、本農業委員会の同意が必要となるため、その同意を求めるものです。換地計画の概要につきましては、従前が関係農家数7軒、関係農地18筆、5183㎡であり、換地後が関係農家数7軒、関係農地21筆、5979.06㎡となっています。

また、原形図及び換地図につきましては、別紙資料を添付していますので、そちらをご覧ください。

このことにつきまして、当初、担当課の土木課土地改良担当職員に出席を求め内容説明をいただく予定でしたが、公務の都合により出席できないため、代わりに事務局からご説明いたします。

当初の予定では、中山間地域総合整備事業において平成9年度に事業を実施しており平成10年度に換地を行う予定でしたが、地元調整ができておらず、換地を行うことができないままになっておりました。

今回地元内でも地権者が高齢になってきたため、現時点で再度換地を行う必要があるとの声から、宿毛市としても換地を終える必要があるため、昨年度から地元調整を行ってまいりました。その結果去る8月26日に権利者会議が開催され、地権者同意が得られましたので、土地改良法第52条第8項の規定に基づき農業委員会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長 続きます、議案第5号について、坂本地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 今、小松局長から説明がありました通り、29年前から面積が非常に小さく、●●●●さん、●●●●さんの自宅のすぐ上です。現在は市の方の土地が、市道ということになっており、7名の中には市長も含まれております。実際に現在では稲が作られておりますので、問題はないと思います。審議よろしく願います。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 それでは、これより採決をいたします。

議案第5号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」事務局と委員より説明があり、審議の結果問題ないということで

すので、原案のとおりこの計画案を適当と認め同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第5号」1件は、同意することに決しました。

**(協議事項)**

○議長 続きまして、協議事項にはいります。  
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。  
今回4件申請が出ております。議案書は7ページになります。  
受付番号11番。所在地 山奈町山田 登記地目 田1筆。  
地図は8ページにつけております。  
場所は、竹部地区山田上農村公園から市道を進んだ住宅地の一角です。  
昭和60年頃より水路となっており現在に至っております。  
申請地は、先月の定例会にて、一般住宅の建築に伴う農地法第5条転用許可申請書を提出済みですが、関連して隣接地との境界部分に既存の水路があり、この度、一般住宅の建築に伴い排水として利用することを明確化する必要から、申請を行うものです。

続きまして、受付番号12番。所在地 橋上町坂本 登記地目 田1筆。  
地図は9ページにつけております。  
場所は、県道4号宿毛津島線、下坂本です。県道から松田川に架かる橋を渡り、農地と山の境界付近にあたります。  
平成10年頃には耕作放棄しており、山林化し現在に至っております。  
今回の申請にあたり、登記名義人は、令和3年2月25日に高知地方裁判所で破産手続きを開始し、同日破産管財人弁護士を選任、その後、事務委任を受けた高知市の石川行政書士事務所が申請手続きを行っております。  
なお、申請時には、これらを証明する書類として、裁判所から交付されました破産手続開始決定書、破産管財人選任申請書、申立書委任状が添付されておりますことを申し添えます。

続きまして、受付番号13番。所在地 橋上町橋上 登記地目 田1筆。

地図は10ページにつけております。

場所は、主要地方道宿毛津島線、橋上地区、県道から宿毛建設資源利用協同組合、最終処分場へと通じる道路沿いです。耕作放棄により、平成元年より竹藪となっており、現在に至っております。

なお、今後の利活用について、申請地の向かい側には組合が所有する既存の沈砂池があります。本申請地の西側にも組合が所有する土地があり、今回の非農地証明許可後、売却を経て申請地とあわせて新たに沈砂池を設置する計画がありますので申し添えます。

沈砂池とは、流水中の土砂などを沈殿させて流れから取り除くための池のことです。主に利水施設などの導入部に設けられ、水利用や水処理の障害となる浮遊物や個体を沈殿除去するための人工池です。

続きまして、受付番号14番。所在地 中央5丁目 水道町  
登記地目 畑 3筆になります。

地図は11ページにつけております。

場所は、住宅地に囲まれた一角にある土地です。昭和50年頃より、駐車場として使用しており、現在に至っております。

以上4件につき、農地への復帰は困難と考えます。  
ご審議のほどよろしく願います。

○議長 続きまして、受付番号11番について、山田地区担当の西山委員より説明をお願いいたします。

○西山委員 【議案書をもとに番号11番朗読】  
●●●●さんの家のすぐ裏に当たる部分ですが、添付書類と1～5の資料を提出いただいております。本人に過日確認をいたしました。間違いのないことですので、よろしく願います。  
ご審議のほどよろしく願います。

○議長 続きまして、受付番号12番及び13番について、坂本、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに番号12、13番朗読】  
12番につきましては、事務局からありましたように、川向うであり、まったく人が入るような状況でなく、大きな孟宗竹が、中には木が生え

ているような状態であり、農地への復帰は困難と思われます。

なお、破産管財人である弁護士へ電話で確認をし、申請した通りでありますので、よろしくお願いいたしますとのこと。

続きまして、13番の、ここも宿毛建設資源利用協同組合の横にありまして、竹が多く生えており、まったく耕作に、元に復帰するのは困難だと思われます。本人には会って確認をしました。よろしくお願いいたしますとのことなので、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号14番について、街区地区担当の松本委員より説明をお願いいたします。

○松本委員 【議案書をもとに番号14番朗読】

現地確認は先日稲田委員と同行して確認しました。駐車場です、現況は。稲田委員が本人に電話して確認をしたそうです。よろしくとのこと。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

○小島委員 11番ですけど、これ水路になっちゃう。水路というものやったら国調のときに青線なりそういうものになっちゃうらんとおかしい話じゃないがやろかね。個人の家水路のとりもっちゃう話やないがやろ。

○事務局長 小島委員から質問がありましたので、お答えいたします。確かに指摘のあります山奈町山田の部分につきましては、国土調査が平成25年にしかれておりまして、成果品である公図は平成29年に法務局の方に提出されておりますが、担当委員さんに配布しております公図の資料を見ますと、あと申請者から提出された資料によりまして、水路としての地番は振っておらず、現状に至っております。本来であれば、私も申請時に小島委員と全く同様のことを思ったんですけど。

○西山委員 自分らも担当ながやけど、国調があった当時にね、申請者の●●さん、娘さんがやけどね、お父さんも健在ではあったがやけど、高齢のため多分立会してないがやないろうかと思うがよ。そのために今現在の空白地みたいになって、自分らとしては、家の裏の排水を兼ねたような形になっちゃうもんやけん、そんな感じでおったわね。けんどこんな形で申請があっ

たということは、国調でなっていないけん、申請がされてくるがやけん、この際仕舞はつけちよかないかんわね。

○事務局長　　今、西山委員からもありましたように、今回の申請理由は先月の定例会にてご審議いただいた転用が絡んでおりますので、住宅地の転用をする際に、県の方に書類を申請すると、必ず排水についてを明確に県の方が問うてきます。排水にもいろいろな種類がありまして、私も知らなかったんですけども、場合によっては排水を管理するところの許可が必要になってくる、同意案は必要ですけれども。それぞれの内容に基づいて適切な処理をするように。今回につきましても、排水として利用することを明文化するために、申請時にはまだ地番が振られておりませんので、隣接する所在の一部ということで申請しておりますが、委任者・山下先生によりますと、今後この一部については水路ということで明文化して、分筆の登記の手続きを後日改めて行うというところまでは、お伺いしております。以上です。

○寺田委員　　分筆したとして、所有者はどうなるのですか。国交省とか、昔やったら建設省とか、個人で分筆して入れて、地目変更したところで、所有者はどうなるんですか。

○事務局長　　所有者の件については、即答ができないので。すみません。分筆をするということと、地番を振るということまでは。

○寺田委員　　国土調査の時に、4筆だけでやったんやないかと思うがよね。そのときには個人の中に入れてしもうとったんやと思う。

○澤田委員　　人の田んぼからずっと水路の方、個人のものやったがやけん、その残りじゃない？

○事務局長　　正直ごめんなさい。

○小島委員　　隣地が宅地の時に、がちゃがちゃせんでかまんけん、おかしな話になるけん。

○議　　長　　分筆が分かったら、後日また報告するということで。

○議　　長　　ほかに意見はございせんか。

(「なし」との声あり)

- 議長 これより採決をいたします。  
非農地証明4件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長 異議なしとしますので、非農地証明4件は、市に通知することに決しました。

**(報告事項)**

- 議長 事務局より報告事項があります。

- 事務局長 **(①高知県に送付した結果の報告について)**

第840回宿毛市農業委員会会議で承認となった、農地法第5条申請(受付番号3号、4号)について、県に意見を付して送付しておりましたが、いずれも県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市駅前町(店舗兼併用住宅 令和3年9月3日付け)

※宿毛市西町(作業場・駐車場 令和3年9月3日付け)

また、第819回宿毛市農業委員会会議で承認となった、農地法第5条申請(受付番号24号)について、県に意見を付して送付しておりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市平田町黒川(営農型太陽光発電施設 令和3年9月3日付け)

長いこと、県の方に書類が預かっていたままで審査をしておりましたが、やっと許可になりました。簡単に概要だけおさらいをしますと、申請所在地が黒川で、地目が畑です。登記面積は636㎡のうち、営農型ということで、支柱79本立てて、底地の部分合計0.50㎡、こちら農地法5条申請に基づく申請で、一時転用という形になっております。太陽光は大きく2種類分かりますね、ベターっと置きっぱなしの部分と、宿毛市では初めてになります。支柱を建ててその上にパネルを、大きく2つに分かれます。計画書には貸人、借人の二方間で3年間の使用貸借権の権利設定を行い、先ほど申しました79本の支柱を建てて、その上に298枚のパネルを設置し、その下に3年物の榊の苗木360本を定植する計画を立てておりま

す。

繰り返しになりますが営農型太陽光発電施設というのは、支柱部分の一時転用になるので、地目は農地のまま、なお申請地は農用区域内の農地になっております。繰り返しになりますが、宿毛市では初めてになります。隣接する土佐清水市ではすでにこのような形で稼働しておるそうです。

○濱田委員 榊は太陽が照らんけど、かまんいうこと？

○事務局長 榊の定植にあたっては、農協におった営農指導員さんの助言を受けながら申請もでておりました。

○濱田委員 ある程度収穫うか、ただ植えただけじゃいかん、決まりがあるがやけん。それだけの、7割なら7割できるいう中でやらんと。

○事務局長 国は、営農型太陽光発電を進めるため、平成30年5月に農地転用許可の取り扱いを見なおし、担い手が営農する場合や、荒廃農地を活用する場合等には、一時転用期間を3年から10年以内に延長しました。さらに、令和3年3月には、周辺農地の平均的な収量と比較して、これまでは8割以上収穫がなければいけないルールだったのですが、今収穫の要件がなくなっていると。国が再生可能エネルギーの関係で大きく舵を切っていますので、また情報が入り次第皆様に提示をしたいと思います。

○濱田委員 それやったら、けどね、実際の産地行って、山は買わんけどちょっと切り開いたら、上だけ植えちよって、今言う収穫の8割いうのがなかったら、委員会だけじゃいかんろう。

○事務局長 ということで収穫量の話がありましたが、方針に当たっては、今規制緩和の話も出てますけど、地域の平均収量の8割という目標を達成できているかどうかを確認させていただくこととなり、営農状況によっては更新できないことも、となる結果も予見される。高知県下においても、太陽光発電施設の下部で農産物の栽培を行っている事例がありますが、植栽方法、栽培方法、病害虫への対応等のさまざまな要因により、目的達成が困難となる事例が多く、県として対応に苦慮している現状があります。このような事態を未然に防ぐためにも、関係各所による日常的な営農状況の確認や、栽培技術及び経験を有する方々、先ほども申しあげました農協の営農指導員さんがいらっしゃるんですが、そういう方々からの助言や営農指導が必



要不可欠と思われる、ということで今回初めて宿毛市で許可が下りて、工事等はこれからになると思いますが、近隣の自治体の状況も見ながら、慎重に対応したいと思っております。県の方からもこういった形で常に確認をしてほしいとメッセージがありました。

私の方からの報告は以上です。

○事務局員                   **(③耕作放棄地解消へ向けた取り組み(作業御礼)について)**

前回の総会終了後、コスモスの種まきを行いました。委員の皆さまには作業にご協力いただき、ありがとうございました。

**(④グリーンパパイアの収穫取材依頼について)**

高知県農業会議より、宿毛市において、グリーンパパイアの収穫について取材させてほしいとの申し出がありました。

もし、委員さんの中でグリーンパパイアを栽培されている方で、取材しても構わないという方がいらっしゃいましたら、こちらの方に一声かけていただけたらと思います。

○濱田委員                   グリーンパパイア、何故かしらん、今年全然見当たらんが。初めて。聞いてみよう思うてよ、一個もなっていないがなんでやろう。去年はなったがに。

○澤田委員                   なっちょう。ざまになっちょう。

○小島委員                   肥料が足らんがよ。雨が多かったけん。

○事務局長                   そしたら、澤田委員さん、もしよかったら。

○澤田委員                   取材は受け付けん。自分がじゃないもん。おかあが育てた。

○事務局長                   またお願いします。

○事務局員                   **(④次回会議の日程(11月4日(木))**

次回総会の日程についてお知らせいたします。11月4日(木)開催の予定です。提出議案の締め切りは10月8日(金)、議案送付は10月28日(木)の予定です。よろしく願いいたします。

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議長            それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第842回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和3年10月5日

会 長    岩本 誠司

農業委員    山口 一 騎

農業委員    濱田 頼之